

大津湖南都市計画公園の変更

2・2・107号下龍華児童公園

大津市決定

大津湖南都市計画公園の変更（大津市決定）

1 都市計画公園中2・2・107号下龍華児童公園を廃止する。

2 理由

大津湖南都市計画公園2・2・107号下龍華児童公園は、昭和53年9月1日に、約0.37haが都市計画決定された街区公園であり、同和対策事業の一環として整備された。また、隣接地には、同時に同事業により、老人憩の家、集会室などを併設する伊香立ふれあいセンター及び伊香立児童館が整備されている。

このたび、同地区にある大津市立伊香立保育園の園舎について、その大部分が耐震基準を満たしていないことが判明し、児童等の安全を確保するため、速やかな対応が求められることとなった。しかしながら、同地は、急傾斜地で土砂災害警戒区域に指定されており、現地での改修が困難である。

伊香立学区には、同保育園以外に保育所はなく、現在においても一部の保護者は学区外の園を利用せざるを得ない状態である。今後、同学区においても就学前児童の減少が見込まれるもの一定の児童数及び保育需要は持続すると見込まれており、そのような地域の保育需要に応えるとともに、子どもの保育環境及び保護者の利用環境の継続性を考慮する必要があることから、同地区において同保育園を移転する方針とし、伊香立ふれあいセンター及び伊香立児童館の既存建物を改修して保育園に転用することで、地元の合意を得た。

保育園の移転にあたり、従前と同様、園舎と一体利用できる園庭を必要とすることから、隣接する当該公園を候補地としたが、不審者対策や事故防止のため、共用ではなく保育園専用の園庭とする必要がある。しかしながら、当該公園は大津市が設置する都市計画施設であり、都市公園に該当し、都市公園法の制限を受けることから、専用の園庭を確保するためには、都市公園を廃止するとともに、都市計画の変更（廃止）が必要となる。

当該公園は、地元での利用が低調で、特に児童の利用が全くない状況であり、今回廃止する伊香立ふれあいセンター及び伊香立児童館とともに一定の役割を終えていると考えられること、保育園の移転並びに、それに伴う公園の廃止及び園庭への転用について地元の合意を得られていることから、都市計画の変更（廃止）を行う。

3 新旧対照表

【新】

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
—	—	—	—	—	—

【旧】

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・107	下龍華児童公園	大津市伊香立下龍華町	約0.37ha	

総括図 S=1/25,000

大津湖南都市計画公園2・2・107号
下龍華児童公園 面積：約0.37ha

■ 変更する区域
■ 廃止する区域

凡　例			
用　途　地　域	容積率	建築面積	高さ
第一種低層住居専用地域	60/40	1.5m	10m
第一種低層住居専用地域	80/50	1.5m	10m
第一種低層住居専用地域	80/50	1.0m	10m
第一種低層住居専用地域	100/60	—	10m
第二種低層住居専用地域	150/60	—	12m
第一種中高層住居専用地域	200/60	—	—
第二種中高層住居専用地域	200/60	—	—
第一種住居地域	200/60	—	—
第二種住居地域	200/60	—	—
準住居地域	200/60	—	—
近接商業地域	200/80	—	—
近隣商業地域	300/80	—	—
産業地域	200/80	—	—
商業地	300/80	—	—
商業地	400/80	—	—
商業地	500/80	—	—
商業地	600/80	—	—
準工業地域	200/60	—	—
工業地域	200/60	—	—
工業専用地域	200/50	—	—
工業専用地域	200/60	—	—
高　度　利　用　地　区			
防　火　地　域			
風　致　地　域			
都　市　計　画　道　路			
都　市　計　画　公　園			
都　市　計　画　保　留			
土地区画整理事業(都市計画決定したもの)			
地　区　計　画　区　域			
駐　車　場　整　備　地　域			
河　川　区　域			
伝　統　的　建　造　物　群　保　存　地　域			
歴　史　的　風　景　保　存　地　域			
特別用途地区(大規模集客施設制限地区)			
市　街　地　再　開　発　事　業			

計画図



■ 変更する区域
■ 廃止する区域

縮尺 1 : 2500

2015.10.6. 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140